

草津市文化芸術機能等検討委員会議の傍聴要領

1 会議の公開の決定

草津市文化芸術機能等検討委員会議（以下「検討委員会議」という。）の公開または非公開の決定は、委員長が検討委員会議に諮って行うものとする。

2 傍聴の手続き等

検討委員会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、所定の場所において、傍聴整理券の交付を受けなければならない。

3 傍聴人の定員

- (1) 検討委員会議を傍聴できる者(以下「傍聴人」という。)の数は5人とする。
- (2) 傍聴希望者の数が前項の数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であって委員長が特に認めるものは、検討委員会議を傍聴することができる。

4 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし委員長の許可を得た場合はこの限りではない。

5 検討委員会議の秩序維持

傍聴人は、検討委員会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従い、検討委員会議の秩序を乱し、支障となる行為をしないこと。

6 検討委員会議を傍聴するに当たり遵守すべき事項

傍聴人は、検討委員会議を傍聴するに当たり、次の事項を遵守すること。

- (1) 検討委員会議開催中は、静粛に傍聴し、意見を表明したり、拍手その他の方法により可否を表明したりしないこと。(傍聴人の発言は認められない。)
- (2) 騒ぎ立てる等議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 検討委員会議の会場において、飲食、喫煙等はしないこと。
- (4) 検討委員会議の会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 銃器その他危険なものを持ち込まないこと。
- (6) 酒気を帯びている状態で入室しないこと。

7 傍聴人の退場

傍聴人が上記6の事項を守らない場合、または、検討委員会議の決定で検討委員会議が非公開になった場合は、検討委員会議の会場から退場すること。

付 則

この要領は、平成24年10月22日から施行する。